

事務連絡
令和6年9月20日

利用団体各位

国立妙高青少年自然の家
所長 水澤 哲

宿直職員が不在となる日の夜間の対応について（お願い）

平素より当施設の事業運営について格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当施設では、職員による宿直勤務の負担軽減に向けた試行的取組として、宿泊団体数及び宿泊者数が一定規模以下の場合に、宿直者を置かず、職員が夜間不在となる日を設けることとしました。詳細については、下記のとおりです。

利用団体のみなさまには、ご不便をおかけすることとなり大変申し訳ありませんが、何卒ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 宿直職員が不在となる日（宿直者を置かない日）の目安
「団体数2団体以下」かつ「総宿泊者数60名程度以下」であること。
※あくまで目安です。該当する団体には、事前に宿直者不在となる旨をお伝えします。
- 2 利用団体へのお願い
 - (1) 事務室での物品の貸出・返却や、活動場所の確認等は、職員の勤務時間中（8時30分～17時00分）に行っていただくようお願いいたします。
 - (2) 警備員1名が夜間も常駐しますが、施設内巡回のため事務室を不在にすることから、17時以降は事務室を施錠します。ご了承ください。
 - (3) 地震や宿泊棟内での火災等の災害時の避難誘導については、事前に各利用団体において避難経路や避難方法の確認・共有を行い、警備員の到着を待たず、団体引率者が率先して対応していただくようお願いいたします。
 - (4) 夜間に一刻を争うような急病やケガが発生した場合は、団体引率者が直接消防に通報して救急車を要請し、その後速やかに警備員への報告を行っていただくようお願いいたします。
- 3 その他
 - (1) 宿直職員が不在となる日の翌朝は、担当職員が早朝6時30分に出勤し、通常どおり朝の放送や、朝のつどいを実施します。
 - (2) 利用に関してご不明な点、ご心配な点等がありましたら、下記担当までお問合せください。

【本件担当】

国立妙高青少年自然の家 事業推進係
〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2
TEL 0255-82-4321 FAX 0255-82-4325
Mail myoko-ji@niye.go.jp